

2. KULASIS（クラシス）—京都大学教務情報システム—について

KULASIS とは、あらゆる教務に関する情報を Web 化し、より早く正確な情報の伝達・学生への支援やサービスの充実を目指して開発されているシステムの名称です。

KULASIS では、休講情報・学生呼び出しなどのお知らせ情報を始め、授業資料のダウンロード・教員からの授業連絡メールなどの機能が利用できます。（学生用メール(KUMOI)にメールは送信されます。）

KULASIS にログインするためには、情報環境機構交付の学生アカウント(ECS-ID)（a0****）が必要です。ログイン画面の URL は、<https://student.iimc.kyoto-u.ac.jp> です。

また、KULASIS と連携したスマートフォンアプリ「KULASIS アプリ」も公開されており、プッシュ通知や授業サポートの確認等の便利な機能が活用できますので、各自ダウンロードして積極的に利用ください。

(PC・携帯電話共通)

メニュー		携帯電話	パソコン・ スマートフォン	備 考
お知らせ	学生呼び出し	●	●	
	授業変更情報	●	●	
	休講情報	●	●	
	補講情報	●	●	
	授業連絡	▲	●	携帯電話の▲は、画像ファイルが情報に添付されている場合があります。添付ファイルはパソコンで確認してください。
	レポート情報	▲	●	
	教務・厚生情報	▲	●	
シラバス		▲	●	携帯電話の▲は、科目検索のみできます。
登録情報		●	●	連絡先（電話番号・住所・授業料関係書類送付先住所）の登録・変更等
授業資料		—	●	
授業連絡メール		●	●	
履修登録		—	●	
成績確認		—	●	

なお、KULASIS に登録された情報は、原則として各学部・研究科・全学共通科目における業務以外には使用しません。ただし、プライバシーに配慮したうえで、京都大学における業務のために使用する場合があります。

連絡先（電話番号、住所、授業料関係書類送付先住所）の変更が生じた場合には、「登録情報」より変更してください。

3. 各種証明書の発行について

(イ) 証明書自動発行機で発行する証明書……学内設置のすべての発行機で利用可能。

種 類	発 行 方 法 等
正 規 生 学生生徒旅客運賃割引証 (学割証) ※ 通学証明書 在学証明書 (和文・英文) 卒業見込証明書 (和文・英文) 修了見込証明書 (和文・英文) 成績証明書 (和文・英文) 成績及び卒業・修了見込証明書 (和文・英文) 健康診断結果通知書 健康診断証明書	① 学生証の認証 (非正規生は学生番号 10 桁入力) ② パスワード入力 ③ 証明書の種類, 枚数の選択 ※初期パスワード (ECS-ID アカウント通知書) は入学時に学生証と共に配付します。 ※パスワードを忘れた場合、学生証を持参の上、吉田南構内学術情報メディアセンター南館 1 階事務室 (共同利用担当) に行ってください。
非正規生 在籍証明書 (和文・英文) 成績証明書 (和文・英文) (科目等履修生・特別聴講学生のみ) 健康診断結果通知書 健康診断証明書	

※学割証の年間割当枚数は 1 人 15 枚までとなっているので、計画的に利用すること。

(有効期間は 3 ヶ月)

正当な理由があり年間割当枚数を超過して発行する場合は、所属学部・研究科等の教務担当掛へ申し出る。

(注) 証明書自動発行機で交付する証明書類は、時間外・学生証紛失・発行機が故障等の場合即時発行できないので、余裕を持って交付を受けておくこと。

※コンビニ発行については京都大学 HP より [ホーム](#) > [教育・学生支援](#) > [学生支援の窓口・証明書発行など](#) > [各種証明書や学生証などの発行](#) > [証明書コンビニ発行サービスについて](#) を参照のこと。

(ロ) 教務掛窓口で発行する証明書……受領の際は、学生証 (身分証) を提示すること。

種 類	申 込 方 法 等
正 規 生 卒業証明書 (和文・英文) 修了証明書 (和文・英文) 成績証明書 (和文・英文) 各種証明書 (和文・英文) (教員免許・学芸員等)	申込：教務掛窓口備え付けの「証明書発行願」により申し込むこと。 交付：和文は 3 日後。(土・日・祝日を除く) 英文は 1 週間後。 (ただし、証明書の種類によっては上記以上の日数を要することがある。)
非正規生 在籍期間証明書 (和文・英文)	

※上記以外の証明書について必要が生じた場合は教務掛に問い合わせること。

※今年度の卒業・修了者は卒業・修了日より 3 月中 (発行可能最終日は掲示を確認のこと) 証明書自動発行機で発行できます。

(ハ) 上記以外の証明書

種 類	申 込 方 法 等
健康診断書	保健診療所で申し込むこと。(当該年度の学生定期健康診断を受検した者に限る。) 証明書自動発行機で発行された健康診断結果通知書を持参すること。

※健康診断について

「学校保健法 (昭和 33 年 4 月 10 日法律第 56 号)」及び「京都大学学生健康診断規定」に定めるところにより、学生は毎年指定された時期に、必ず健康診断を受けなければならない。

特に、卒業・修了年次の学生は就職・進学等の際に健康診断書が必要となるので、必ず受検しておくこと。

4. 各種届出について

教務掛で所定用紙を受領のうえ、提出すること。

種 類	
休学（延長）願	疾病その他の事由により3ヶ月以上修学を中止しようとするとき。 (疾病の場合「診断書」が必要)
復学届	休学期間途中で復学しようとするとき。
復学願	疾病による休学から復学しようとするとき。 なお、その場合は、休学期間途中であるかどうかにかかわらず復学するときに復学願の提出が必要。(復学面談申込書(学生総合支援機構学生相談部門指定様式)及び主治医による診断書の添付が必要。)
退学願	やむを得ない事情により退学しなければならなくなったとき。 (退学しようとする期の授業料領収書の写しをあわせて提出) (注)
海外渡航届	勉学・旅行その他で海外へ行くとき。 なお、3ヶ月以上の場合は、交換留学以外原則として休学を願い出ること。
学生証再交付願	学生証を紛失・破損したとき。
改姓(名)届	改姓(名)したとき。(新・旧氏名が記載された改姓(名)の事実が確認できる公的書類を添付)

(注) 中途退学した者については再入学を許可する制度があるので、詳細は教務掛に問い合わせること。

※本人又は保護者の住所に変更があった場合は、すみやかにKULASISより変更手続きを行うこと。

その他詳細については、「Campus Life Information」(京都大学発行)を参照のこと。

休学・復学・退学の願い出は、遡及して認められない。原則、事実発生の3週間前までに指導教員の許可を得て、教務掛に願い出ること。(願い出が遅延すると、希望する日付で許可されず、また、授業料納付について不利益が生じる場合がある。)

5. キャンパス・ハラスメントについて

文学研究科・文学部は、ここに集い、学習、教育、研究、就労するものが構成するアカデミック・コミュニティであり、その構成員すべての基本的人権を尊重し、安全、平等かつ快適な状態で、学習、教育、研究、就労ができる権利を保障します。セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどはこれらの人権を侵害し、個人の尊厳を損ねる行為であり、本研究科は決してこれを容認せず、キャンパスで起こりうるさまざまなハラスメントの防止につとめます。

1. ハラスメントへの対応の原則

京都大学には京都大学人権委員会のもとに、ハラスメントに関わるさまざまな規定やガイドラインが作られています。文学研究科・文学部のハラスメントに対する対応は、原則的にこれら全学の規定やガイドラインに準拠して行われます。

具体的なハラスメントの定義、対応する組織、解決のプロセスなどについては、京都大学人権委員会から出されているパンフレット「「人権」を考えるために」・「ハラスメントの防止と対応について」やウェブサイト(http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human_rights/commission)をご覧ください。

2. 文学研究科・文学部 「ハラスメント相談窓口」

文学研究科・文学部では、1995年以來、セクシュアル・ハラスメント等の人権問題が生じた場合の相談に応じる窓口が設けられています。このような人権問題は、固定された人間関係の中でなかなか実態がつかみにくく、被害を受けた人が精神的な苦痛を一人で抱え込むということになりがちです。

「相談窓口」では、問題をできる限り早い段階でキャッチし、被害者と相談し協力しあって、事態が解決に向かうのをサポートしていきます。

少しでも、不安や不審を感じたら、どうぞ「相談窓口」にアクセスしてみてください。

(a) 「相談窓口」の構成について

毎年若干のメンバーの入れ替えがありますが、窓口委員は、必ず男性と女性によって構成されています。相談申し込みの段階で、実際に面談する窓口委員についても、できる限り要望に応じていきたいと考えています。

窓口委員については、京都大学ホームページ「ハラスメント相談窓口」をご覧ください。

URL:http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human_rights/harassment/index.html

(b) 相談の申し込みがあったら

相談は、相談者と窓口委員との間の面談によって行います。

まず、相談の申し込みがあれば、改めて窓口委員の方から具体的な面談についての要望をうかがい、日時のご相談をします。原則として二人の委員で話を聞かせていただきます。

相談内容の秘密は絶対に守ります。

セクシュアル・ハラスメントなどの被害の実態は、ケースによってまちまちですし、解決へのプロセスも一定ではありません。窓口委員は、解決に向けてもっともふさわしい方策は何か、相談者の意向を第一にしながら、一緒に考えていきます。全学の学生相談センターや専門

のカウンセラーを紹介することもできます。問題の内容によっては、人権問題対策委員会など、他の関連する委員会と連絡を取り合い、対応することもあります。

(c) こんな場合に相談してください

セクシュアル・ハラスメント等の人権問題は、加害者と被害者双方のいろいろな立場や事情がからんでいて解決をおくらせることになりがちです。不愉快な言動はやめてほしいのだが、はっきりそうとは言いにくい、それは決しておかしいことではありません。一人で悩まずに、また拒絶できない自分を責めたりせずに、「相談窓口」や学生相談センターに、相談してみてください。きっと解決できます。もちろん、早ければ早いほどいいですが、遅すぎるということはありません。

例えば、「自分が不快に感じている行為がセクハラにあたるのかどうか知りたい」「そのような行為はやめさせたいが、どうしたらよいかわからない」というような時、連絡を取ってみてください。

また、「身近にセクハラ等の人権侵害が行われている状況を解決したい」と思われる時にもご相談ください。対策を講じるために、被害を受けている本人の申し出は必須ですが、被害者の立場によっては、相談窓口に来ることすらも躊躇されるということがあり得ます。解決のプロセスは若干異なるでしょうが、その場合も最善の方法を探っていきます。とにかく迷ったら、ご相談ください。

(d) 相談の申し込み方法

下記のいずれかの方法で、氏名ならびに連絡先を明示のうえ申し込んでください。折り返し、こちらから連絡いたします。

原則として本人が申し込んでください。ただ、周りの人、あるいは本人から相談を受けた人が申し込むこともできます。

相談者のプライバシーは絶対に守ります。

手紙の場合 606-8501
 京都市左京区吉田本町
 京都大学大学院文学研究科・文学部「相談窓口」

電話の場合 窓口委員の内線電話まで

電子メール S-H.soudan@bun.kyoto-u.ac.jp

(文学研究科・文学部人権問題対策委員会)

6. 学生相談センター

京都大学に籍を置く、学生、教職員のための、総合的な相談機関です。修学上あるいは学生生活上の悩み、さまざまな人間関係など、どのような悩みや苦しみについての相談にも、学生相談、心理相談の専門スタッフが応じています。秘密は守られますので、実り豊かな学生生活のために、日々の充実のために、気軽に、安心してご利用ください。こんなことを相談に行つてよいのだろうかと思うような時にも、ぜひ一度訪ねてみてください。

相談のご案内

◆たとえばこんな時に

学生生活上の様々な悩みの相談に応じています。

- ・人間関係について悩んでいる
- ・自分の性格について考えてみたい
- ・性のことで悩んでいる
- ・家族関係について悩んでいる
- ・どういうわけか研究にやる気がでない
- ・進路を変更しようか迷っている
- ・気持ちが落ち込んだり不安になることがあって苦しい
- ・指導教員からハラスメントをうけている
- ・研究室内で嫌がらせをうけている

◆相談申し込みの方法

以下の学生相談センターのホームページをご覧ください、直接お申込みください。

学内5か所に相談室があります。訪れやすい(相談しやすい)相談室を選んでください。(学生相談センターは、5カ所の相談室をまとめた通称です。)

- ・吉田相談室 : 吉田キャンパス 本部構内 教育推進・学生支援部棟(旧石油化学教室本館)2階
- ・吉田南相談室 : 吉田キャンパス 吉田南構内 楽友会館1階
- ・北部相談室 : 吉田キャンパス 北部構内 旧演習林事務室内
- ・桂相談室 : 桂キャンパス Bクラスター 船井交流センター3階
- ・宇治相談室 : 宇治キャンパス 生協会館2階

《学生相談センター》

<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/ssc/>

ハラスメントについて

もしあなたが、ハラスメントを受けていると感じているなら、一人で悩まず、誰か信頼できる人に相談することが必要です。また、あなたの周囲でそういう事態を見聞きしたという場合も同様です。

相談しようとする人は、文学研究科・文学部のハラスメント相談窓口相談することも、学生相談センターの各相談室で相談することもできます。これらの相談窓口における相談者からのハラスメント申し立ては、基本的に文学研究科・文学部の人権委員会において対応されます。そこでの対処が難しい場合には、法務・コンプライアンス担当副学長において対応がなされる場合があります。

全学の人権委員会は、法務・コンプライアンス担当副学長と連携して、ハラスメントの予防・啓発活動、事案の検証などを行います。

ハラスメントに当たるのかどうかよく分からないというような場合でも、何か気がかりなことがあれば、学生相談センターに問い合わせてください。他の相談でもそうですが、相談者のプライバシーには万全の注意を払いますので、安心して相談してください。

7. 文学研究科・文学部相談室

当相談室は、京都大学文学研究科・文学部の学部生・院生・教職員の方専用の相談室です。相談内容は、学業や人間関係、進路、ご自身の性格など、どのようなことでも構いません。学生生活を送る上で生じる様々な悩みや困りごとについて、臨床心理士・公認心理師の資格を持つカウンセラーが相談にあたっています。「相談に行くほどではない」、「なんとなく行きづらい」などと思われ、相談したいことがあっても一人で悩みを抱えている方もいますが、思いきって人に話してみると、気持ちが楽になることがあります。ぜひ一度お気軽に訪ねてみてください。相談内容の守秘は厳守します。

必要に応じて相談内容に相応しい専門の他機関や相談窓口も紹介しております。どこに相談したら良いかわからないという場合にも、当相談室へご相談ください。なお、当相談室と同様の相談窓口として、全学の学生相談センターの各相談室もご利用いただけます。

《ご利用案内》

◆ご相談の申込方法

事前予約については、電話・メール・ホームページの申し込みフォームのいずれかから申し込んでください。当日予約も可能です。メールの場合、件名は「相談希望」とし、本文に「氏名」、「学年」、「学生番号」、「専修（未定でも可）」、「連絡先（電話番号等連絡の繋がりやすいもの）」、「相談希望日時（9時30分～／10時30分～／11時30分～／13時30分～／14時30分～／15時30分～の各1時間単位を1枠とし、第3希望までご記入ください）」を明記してお送りください。折り返し連絡します。

面接は1回50分で、継続の場合は多くて週1回までの頻度で実施します。直接来室された際に枠が空いていれば、その場で相談してもらえる場合もあります。

対面での相談以外にオンライン（Zoom）や電話での相談も受け付けております。

◆開室日時

毎週月曜・水曜・木曜 9時30分～16時30分（12時30分～13時30分は休室）

◆場所・連絡先

文学研究科・文学部相談室は、総合研究2号館2階の南側、文学研究科の研究室が並んでいる一角にあります。ご予約やお問い合わせは下記まで。

住所：〒606-8501 京都市左京区吉田本町 総合研究2号館2階236号室

電話：075-753-2723（内線2723）※電話は開室中のみ対応可能（ただし面接中は対応できません）

E-mail アドレス：bun-soudan@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

★文学研究科・文学部相談室ホームページ

https://www.bun.kyoto-u.ac.jp/for_students/counseling_room/

★文学研究科・文学部相談室公式 Twitter（アカウント：@BunCounseling）

<https://twitter.com/BunCounseling>

